



INDEX

- 報酬算定・運営基準
「業務管理体制の届出について」
「平成25年度(介護予防)特定施設入所者生活介護の指定申請に係る事前協議について」
- お知らせ
「介護保険制度改正・介護報酬改定の影響調査を実施しています」
「「出前講座」の事務局が移転しました。」
- 注意
「ノロウイルス等による感染性胃腸炎にご注意ください！」
「インフルエンザ総合対策の推進について対策」
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

平成24年12月1日発行 第101号

報酬算定・運営基準

○ **業務管理体制の届出について**

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。(介護保険法第115条の32)。

業務管理体制の届出は全法人<必須>となっています。法令遵守責任者を定め、必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだご提出されていない法人様におかれましては、速やかにご提出いただくようお願いいたします。

■届出事項

| 届出事項／事業所数 | 事業所数 | | |
|---------------------------|------|-----------|-------|
| | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 | ○ | ○ | ○ |
| 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | × | ○ | ○ |
| 業務執行の状況の監査の方法の概要 | × | × | ○ |

■届出先

事業所等の展開に応じて異なりますので、必ずご確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>業務管理体制に係る届出

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/gyoumukannritaisei.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成25年度(介護予防)特定施設入所者生活介護の指定申請に係る事前協議について

東京都では、指定特定施設の総量管理において、事前相談計画書の受付日順に整備可能定員数(いわゆる「枠」)を割り振るという方法を採用しているところですが、平成25年4月の事前相談計画書の受付については、年度当初の混乱を避けるため、受付日順に優先的に枠を割り振ることは行わず、期間を定めて受付を行うこととしました。

詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>高齢者施設>有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)
>有料老人ホーム設置(新規)に係る事前協議について>平成25年4月介護付有料老人ホーム等の事前相談の取扱いについて

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/yuuryou/jizen-shigatu.html>)

【お問い合わせ先】施設支援課施設運営係 TEL 03-5320-4264

お知らせ

○ 介護保険制度改正・介護報酬改定の影響調査を実施しています

東京都では、平成24年の介護保険法改正・介護報酬改定により、事業者や都民にどのような影響があったのか調査を実施しています。

下記のホームページから調査票をダウンロードし、提出先のメールアドレスまで電子メールでお送りください。御協力どうぞよろしくお願いいたします。

【調査対象サービス】

○居宅介護支援 ○訪問介護 ○通所介護 ○定期巡回・随時対応型訪問看護 ○夜間対応型訪問介護
○介護老人保健施設

【回答(提出)期限】 平成24年12月7日(金曜日)

【調査票のダウンロードと回答(提出)先のメールアドレスはこちらから】

東京都福祉保健局ホームページ

→福祉保健局について>組織・業務内容>高齢社会対策部>計画課>計画課からのお知らせ

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/kourei/kourei/oshirase/eikyocyosa.html>)

【お願い】

ファックスでの回答(提出)も可能ですが、回線が混み合い繋がりにくくなることが予想されます。できる限りメールでの提出方、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

| | 担当部署 | 電話番号 |
|--------------------------------|-------------|--------------|
| 居宅介護支援 居宅系サービス 地域密着型サービス | 介護保険課 介護保険係 | 03-5320-4291 |
| 介護老人保健施設 | 施設支援課 施設運営係 | 03-5320-4264 |
| 調査の趣旨 | 計画課 計画係 | 03-5320-4565 |

○ 「出前講座」の事務局が移転しました。

「悪質商法から高齢者を守るための出前講座(※)」については、かいてき便り第98号(平成24年9月1日号)等にて開催のご案内をしてきたところですが、出前講座を受け付けております事務局が11月26日に移転しましたので、お知らせします。

新しい電話番号等は、下記のとおりです。ご利用をお待ちいたしております。

【お申込み・お問い合わせ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635(月～金曜日 午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く。>)

(※)「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」

東京都生活文化局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など、高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催しています。

講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント・対処方法などについて、詳しく講義を行っています。ぜひ、ご活用ください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)>【出前講座】高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

注意

○ ノロウイルス等による感染性胃腸炎にご注意ください！

ノロウイルス等による感染性胃腸炎の患者数が増加し、流行拡大が懸念されております。

各介護サービス事業所及び施設におかれましては、行政情報等により感染情報を把握するとともに、日々利用者の健康状態をチェックし、感染予防・感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

感染予防・感染拡大防止等についての詳細は、以下のホームページを確認の上、適切な対策に努めてください。

なお、感染が疑われる症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに施設内での感染拡大防止について、管轄の保健所と連携して対応してください。

【厚生労働省ホームページ】

「ノロウイルスに関するQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日 厚生労働省通知)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/search1.html>

※ 上記は、厚生労働省の「法令等データベースサービス-通知検索-」のページですので、お手数ですが検索欄に標記件名を入力してください。

【東京都ホームページ】

「ノロウイルス等による感染性胃腸炎にご注意ください！」

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/11/20mb1700.htm>

「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/noro/manual.html>

「社会福祉施設等における感染症予防チェックリスト」

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/chetukurisuto.files/chetukurisut_hukusi.pdf

注意

○ インフルエンザ総合対策の推進について

厚生労働省では、この冬のインフルエンザの流行に備え、「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめ、併せて「平成24年度インフルエンザQ&A」を作成するとともに「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」の改定を行いました。

各介護サービス事業所及び施設におかれましては、以下のホームページ掲載の内容をご確認の上、感染予防・感染拡大防止等適切な対策に努めていただくようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

「平成24年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

「インフルエンザ Q&A」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>)

「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」(平成24年11月改訂)

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>)

※参考 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ (<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)

注意

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(手すり(浴室用)、歩行補助車、床ずれ防止用具、電動車いす(ハンドル形、ジョイスティック形)、電動座椅子(移動用リフト))に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました(平成24年10月26日～11月9日公表分)。詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

福祉用具の利用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていただき、引続き事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報＞利用者の安全確保、事故防止等にかかる注意喚起
＞消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について(消費者庁)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi.html)